第 号の

 令和 年 月 日

様

所属長名

貸付公用車等貸付許可書

令和 年 月 日付けで申請のあった貸付公用車等の貸付については、燃料電池自動車貸付要 領第7条の規定により、下記の許可条件を付して許可します。

記

貸付期間	令和 年 月 令和 年 月	日() 午前・ 日() 午前・	,	分から 分まで
貸付公用車等	県庁	トヨタ自動車 MIRAI	ZBA-JPD20	岐阜303 す 2356
	東濃県事務所	トヨタ自動車 MIRAI	ZBA-JPD20	岐阜303 す 2358
	飛騨県事務所	トヨタ自動車 MIRAI	ZBA-JPD20	飛騨300 ち 821
	外部給電器	ニチコン株式会社 パワームーバー	VPS-4C1A	
貸付内容	使用目的および運転者は貸付許可申請書のとおり			
許可条件	1 貸付許可申請書の「使用上の誓約」を遵守すること。 2 貸付公用車等の使用前に、車両の安全点検を行った上で運転すること。 3 許可內容に変更を生じた時又は貸付を中止するときは、速やかに申し出ること。 4 災害等により、貸付公用車等を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、許可を取り消す場合があります。 5 運行上その他の事情で貸付公用車等に支障が生じたときは、貸付期間等を変更し、又は貸付許可を取り消すことがあります。 6 許可した期間内に貸付公用車等を必ず返却すること。 7 県内水素ステーションにて水素を満充てんし返却すること。 8 返却時に「仕業点検表」(様式3号)および「貸付公用車運転記録簿」(様式第5号)を提出すること。			